

危険物等検査業務規程細則第2（規程第24条及び附属書第2第15条関係）

液状化等物質運送許容水分値測定、液状化等物質水分測定
及び液状化等物質積付検査の実施方法に関する細則

（趣旨）

第1条 この細則は、危険物等検査業務規程（平成16年本安技第16-30号、以下「規程」という。）第24条の規定に基づき、液状化等物質運送許容水分値測定、液状化等物質水分測定及び液状化等物質積付検査の実施方法に関し必要な事項を定めたものである。

（用語）

第2条 この細則において使用する用語は、規程において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 （略）
- 二 （略）

（文書の作成等）

第3条 規程附属書第2第6条における決裁文書の起案は、次の各号に定めるところによる。
(略)

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

（代理人等による申請）

第7条 TML測定、水分測定又は液状化等物質積付検査の申請手続を、申請権者から委任を受けた者が行う場合は、液状化等物質運送許容水分値測定申請書、液状化等物質水分測定申請書又は液状化等物質積付検査申請書に申請権者から当該申請の手続きに関し委任を受けた旨の委任状の添付を求め、確認するものとする。

- 2 前項に規定する委任状は、TML水分値測定にあっては第1号書式若しくは第2号書式、水分測定にあっては第3号書式若しくは第4号書式又は液状化等物質積付検査にあっては第5号書式若しくは第6号書式を用いるものとする。
- 3 (略)

（申請書の記載要領）

第8条 液状化等物質運送許容水分値測定申請書、液状化等物質水分測定申請書及び液状化等物質積付検査申請書の記載要領は、細則第2附属書第1によるものとする。

(TML測定表、水分測定表及び液状化等物質積付検査証の記載要領)

第9条 TML測定表、水分測定表及び液状化等物質積付検査証の記載要領は、細則第2附属書第2によるものとする。

(英訳書の記載要領)

第10条 液状化等物質運送許容水分値測定表英訳書、液状化等物質水分測定表英訳書及び液状化等物質積付検査証英訳書の記載要領は、細則第2附属書第3によるものとする。

(再交付)

第11条 規程附属書第2第11条第1項に定めるTML測定表、水分測定表又は液状化等物質積付検査証の再交付は、当該測定表、検査証が滅失し、又は毀損したときのみにするものとする。

- 2 TML測定表、水分測定表若しくは液状化等物質積付検査証又はこれらの英訳書の再交付は、測定表・検査証等再交付申請書（第7号書式）により測定又は検査の申請を行った者からの申請によるものとする。
- 3 再交付するTML測定表、水分測定表若しくは液状化等物質積付検査証又はこれらの英訳書の番号は、再交付に係る当該滅失し、又は毀損した測定表、検査証等（最初に交付した測定表、検査証等）の番号に「-」を付し、かつ、その後に再交付の番号を次の例により付すものとする。

（例） ○○B C L ××／□□-1

↑

二度目の再交付のときは、「2」とする。

(契印)

第12条 TML測定表、水分測定表又は液状化等物質積付検査証は、当該決裁文書との間で契印を押印したうえ交付するものとする。

(不合格通知書等)

第13条 規程附属書第2第12条第5項ただし書の不合格となった者に対する書面による通知は、第8号書式により行うものとする。

附則 (略)

第1号書式～第8号書式 (略)